

江別市自治基本条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年4月23日

江別市長 三 好 昇

江別市自治基本条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江別市自治基本条例（平成21年条例第22号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、条例の所期の目的の達成状況等を検討するため、江別市自治基本条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、社会情勢の変化等を考慮し、基本条例の各条項の規定に基づく運用状況について評価及び検討を行い、市長に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部政策調整課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。